

民主党代表選挙立候補者に対する公開質問状

平成23年8月27日

全国知事会

民主党は、地域主権改革を「一丁目一番地」の政策と位置付け、この国のあり方を中央集権体制から「地域主権国家」へと抜本的に改めると宣言されました。しかしながら、現状を見れば、一定の進捗は見られるものの、地域主権改革は道半ばと言わざるを得ません。

日本の再生のためには、地方の力が活かされることが必要であり、国と地方が積極的に対話を行い、政策を形づくっていく必要があります。

そのような認識に立ち、以下の質問について、積極的なご回答を希望します。

【項目1】東日本大震災からの復旧・復興対策

[資料1] 日本の再生に向けて — 東日本大震災 復興への提言 —

(1) 東日本大震災復興のための第3次補正予算等

第3次補正予算において、本会が提言している自由度の高い包括的交付金や被災県ごとの復興基金の創設、災害復旧事業についての補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大などを盛り込んでいくべきと考えますがいかがでしょうか。

また、「復興特区」については、地域が主体的に策定した復興計画を国が支援するという基本的立場から、設計すべきと考えますがいかがでしょうか。

(2) 福島第一原発事故の早期収束、情報共有と賠償

東京電力福島第一原発事故の早期収束を図るとともに、都道府県や市町村と原子力発電所に関する詳細な情報をリアルタイムで共有できるようにすべきと考えますがいかがでしょうか。

あわせて、稲わら問題や風評被害などの農林水産物等の経済的損害も含め、十分な賠償が東京電力よりなされる仕組みを、政府が責任を持って構築すべきと考えますがいかがでしょうか。

(3) 国の原子力防災対策の早急な見直し・強化

E P Z (防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲) や原子力災害対策特別措置法などの関係隣接地域の範囲の見直しと、モニタリングや避難対策など国の原子力防災対策の抜本的な見直し・強化を早急に行うべきと考えますがいかがでしょうか。

(4) 今後のエネルギー政策についてのビジョンと当面の電力需給対策

今後のエネルギー政策、特に原子力政策についての中長期的なビジョンをお示してください。また、再生可能エネルギーの大規模な拡大のための対策が必要と考えますがいかがでしょうか。あわせて、当面の電力需給対策についてもお考えをお示してください。

(5) 東日本大震災を踏まえた持続可能な多極分散型の国づくり

政治・行政・経済の一極集中を是正するため、1) 多極分散の国土形成、2) 国土軸の複線化、3) 首都の代替機能の整備 などについて、積極的に取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

【項目2】地域主権改革の断行

(1) 地域主権改革に対する決意

民主党は、平成21年衆院選と平成22年参院選の政権公約において、「国のかたち」を変えるために大胆な「地域主権改革」を実行することを明記されています。

引き続き、地域主権改革を最重要政策と位置づけて、政権を運営し、政策を推進されるのか、ご決意をうかがいます。

(2) 地域主権改革の具体的な実行

① 国と地方の協議の場（分科会を含む）の積極的な活用

国と地方の協力を効果的に行うため、社会保障・税一体改革、東日本大震災からの復旧・復興、子ども手当及び子ども・子育て新システム、地方自治法の改正などについて、法制化された「国と地方の協議の場」を開催し、分科会等により十分な協議を行っていくべきと考えますがいかがでしょうか。

② 国の出先機関の原則廃止

平成22年12月に閣議決定されたアクション・プランに基づき、出先機関の原則廃止に向けて、今後、ハローワークと直轄道路・河川も含めた出先機関の地方移管について、早急に実現すべきと考えますがいかがでしょうか。

③ 義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲

このたび第2次一括法案が成立し、今後、第3次見直しに係る法案についても早急に提出すべきと考えますが、それにとどまらず、保育所等福祉施設の「従うべき基準」の見直しをはじめとする実質的な地方への決定権の移譲となる更なる義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲を推進すべきと考えますがいかがでしょうか。

④ 地域自主戦略交付金

地域自主戦略交付金について、交付金の総額が補助金の一部にとどまっており、地方が自由に使えるものになっていないことから、最低限、各都道府県の継続事業に支障を来さないよう、その総額を十分に確保するとともに、補助金適正化法の対象外とすべきと考えますがいかがでしょうか。

また、地方の自由裁量の拡大につながらない義務的経費は今後も交付金化の対象とすべきでないと考えますがいかがでしょうか。

⑤ 地方一般財源総額の確保

平成24年度においても、高齢化等の進展に伴い増嵩する地方の社会保障関係経費の財源を含め、地方の安定的な財政運営のために必要な地方一般財源総額を、地方交付税の復元・増額などにより確保すべきと考えますがいかがでしょうか。

⑥ 国と地方の税財源配分のあり方の見直し

国と地方の役割分担に見合った税財源配分となるよう、税源移譲、地方消費税の充実・引上げなどにより、税収が安定的で税源の偏在性が少ない、バランスのとれた地方税体系を構築し、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す必要があると考えますがいかがでしょうか。

⑦ 直轄事業負担金制度の廃止

地域主権戦略大綱における「平成 25 年度までの間に制度の廃止とその在り方について結論を得る」との記載どおり、平成 25 年度までの早い時期に直轄事業負担金制度を廃止すべきと考えますがいかがでしょうか。

【項目 3】 社会保障と税の一体改革等

(1) 社会保障・税一体改革

ほとんどの社会保障制度は地方によって運営されている実態を踏まえ、社会保障・税一体改革の取りまとめにあたっては、地方の意見を十分に反映させるべきと考えますがいかがでしょうか。

その際、社会保障四経費等のみに限定せず、病気の予防対策、障害福祉サービスや就労支援対策などの地方が単独で行っている事業も含め、社会保障全体をとらえ将来像を示し、その上で財源論も含めた取りまとめ案を作成すべきと考えますがいかがでしょうか。

(2) 子ども手当、子ども・子育て新システム

子ども・子育て対策は地方にとっても重大な課題であるだけに、平成 24 年度以降の子ども手当の制度設計について、地方の意見を十分に反映させるべきと考えますがいかがでしょうか。

また、子ども・子育て新システムについても、地方が裁量と創意工夫を今以上に発揮できる仕組みとすべきと考えますがいかがでしょうか。

【項目 4】 円高是正・デフレ脱却に向けた緊急経済対策

〔資料 2〕 円高の是正及びデフレからの脱却に向けた緊急アピール

力強く日本経済を回復させ、産業空洞化や国内雇用の喪失を防ぐことができるよう、経済の基礎的条件を反映しない過度の円高の是正やデフレからの脱却を図るため、為替政策、産業空洞化対策及び雇用対策、金融緩和政策の強化を早期に実施し、また、「非常事態」に対応する新たなマクロ経済政策運営を早急に検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

【項目 5】 成長戦略・地域間格差の是正

我が国の成長のために不可欠な成長戦略、地域活性化について、地域の資源を活かす大胆な総合特区・規制緩和の推進や成長戦略の迅速な推進の具体的な取り組みについてお示してください。その際、地域間格差の是正のための具体策を講じていくべきと考えますがいかがでしょうか。

日本の再生に向けて

— 東日本大震災 復興への提言 —

平成 23 年 7 月

全国知事会

東日本大震災復興協力本部

日本の再生に向けて —東日本大震災 復興への提言—

東日本大震災復興協力本部

平成23年3月11日午後2時46分、岩手県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。これによる巨大津波によって東北地方の太平洋沿岸の市町村ではまち並みが根こそぎ倒壊、流出し、集落が消滅したほか、地震動、火災、液状化なども相まって、東日本に災害史上未曾有の壊滅的な被害が発生した。死者、行方不明者は合わせて2万人を超え、約12万人に上る被災者は今なお体育館や公民館、仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされており、多くの国民は復興への取組の遅れに対して深い懸念を抱いている。

更に、東京電力福島第一原子力発電所における事故は、依然として収束の兆しが見えない状況の中、警戒区域や計画的避難区域等に加え、新たに特定避難勧奨地点が設定されたことにより、関係住民は今もなお出口の見えない避難生活を強いられている。また、放射性物質による汚染の影響は国内のみでなく、海外への食品をはじめ工業製品に至る多くの輸出品目に風評被害を与えている。また、放射能に関する安全基準が明確にされず、そのことが混乱に輪をかけている。日本全体の経済活動は電力不足の影響と相まって、このままでは活力の喪失にもつながりかねず、東日本大震災発災後4ヶ月経った今でも、復旧・復興の手がかりを模索する状況が続いている。

こうした状況の中、国においては、復興の基本理念や基本的施策、復興対策本部や復興庁の設置、特区制度の整備等を内容とする復興基本法を制定し、復興構想会議での提言なども踏まえた取り組みを進めている。

本会においても、発災直後に緊急広域災害対策本部を設置して支援物資の提供や職員派遣などの応急対策に当たった。5月12日からは東日本大震災復興協力本部（本部長：上田埼玉県知事）を中核とした復興支援のための協力体制を整備して、被災市町村の義援金支給関連業務への職員派遣など中長期にわたる人的支援、被災者生活再建支援制度に対する国への支援強化要請など、被災地からのニーズにきめ細かく対応するとともに、今後発生が予想される巨大地震等による大規模災害への実効ある対策の確立に向けて取組を進めている。

今後、一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、国難とも言える今回の事態を乗り越えて、日本の再生を果たすためには、国と地方が総力を結集して取り組む必要がある。

については、国が被災県から既に提出されている提言・要望に誠実に対応するとともに、当面する緊急課題である以下の事項について、地方と十分に協議の上、速やかに対応するよう提言する。

1. 地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべき

提言1 復興基本方針の早期提示

東日本大震災では、大津波や地震動、火災、液状化などによりそれぞれのまちに甚大な被害が生じたが、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地の地理的特性や被害の態様が様々であることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興計画が早期に策定できるよう配慮することが必要である。

国は早急に復興基本法第3条に規定する東日本大震災復興基本方針を定めるとともに、各地域における復興まちづくりに必要となる予算措置等を速やかに講じること。

提言2 復興特区の速やかな制度設計と有効活用

地域主導による復興を迅速に進めるには、大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の活用が不可欠である。復興基本法に位置づけられた復興特区の有効活用を図るため、国は地方の意見を踏まえつつ早急に制度設計を行うこと。

制度設計に当たっては、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国は最小限の範囲の関与にとどめ、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

なお、既に岩手県や宮城県から具体的な特区提案がなされているところであり、これらの提案が実現できるよう制度設計及び運用を行うこと。

提言3 高速道路ネットワークの整備促進

復興に向けて力強く進んでいくには、三陸沿岸地域及び日本海沿岸地域を南北に貫く「縦軸」と、東西を結ぶ東北横断自動車道等「横軸」の、格子状の高速道路ネットワークの整備が喫緊の課題である。

住民生活や経済活動を支える円滑な物流を確保し、早急に被災した地方の骨格を固めるためにも、高速道路ネットワークの早期完成を図ること。

提言4 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

新たなまちづくりを進めるためには、安全な土地の確保の見通しが必要である。各自治体の復興計画策定推進のため、早急に湾口防波堤や防潮堤等の整備方針を示し、早期完成を図ること。

提言5 迅速ながれき処理の推進

地域復旧の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。

がれき処理は基本的には市町村の事務とされているところであるが、東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量に発生しているため、各自治体の処理能力を大きく超えている。

迅速な復旧を進めるため、がれき処理については、国が主導して広域処理体制を構築し支援する他、国の直轄事業や県への補助事業を導入するなど、既存の制度や従来からの役割分担を超えた弾力的な運用や特例措置を実施すること。

提言6 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度等の創設

被災地において復興に必要な財源が確実に確保されるよう、復興財源のあり方について地方を交えた議論・検討をただちに開始すること。

被災した自治体や避難者を受け入れている自治体を実施する復旧・復興事業に要する経費に対しては地方交付税総額とは別枠で財源を確保するとともに、不交付団体にも確実に財源を措置すること。

また、被災地の復興財源として、地域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できるよう自由度の高い包括的交付金制度を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合は、その法定割合を地方交付税とし、通常分とは別枠によりその総額を確保すること。

さらに、災害復旧事業について、国庫補助率のさらなるかさ上げや補助対象範囲の拡大や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体からの負担金を廃止するなどの弾力的な財政支援措置を講ずること。

提言7 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設

各般にわたる復興対策を補完し、被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

提言8 第3次補正予算の速やかな編成と執行

復興構想会議の提言や被災地の要望などを踏まえ、直接的被害を受けた被災地はもとより、併せて多大な間接的被害を被っている東日本全体の復興に向けて、インフラの整備、まちづくり、農林水産業の生産基盤の復興、産業振興、放射能汚染対策など本格的な復興対策を盛り込んだ第3次補正予算を財源措置との同時決定にこだわらず速やかに編成し、ただちに実施すること。その際、財源を「今を生きる世代」のみで負担することを強調して事業規模を制約することなく、円高の是正、デフレ経済からの脱却に

より経済回復を図り、復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達を行うことなどにより財源を確保し、復興に必要な事業を迅速かつ支障なく実施できるよう、十分な事業費を計上すること。

2. 福島第一原発事故の早期収束と安全対策の確立を実現すべき

提言1 福島第一原発における事故の早急な収束

いまだ収束の兆しが見えない福島第一原発事故に柔軟かつ大胆に対応できるように、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進めること。

提言2 原子力発電に関する安全対策の確立

今次の事故により得られた知見や徹底検証の結果等を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全基準を抜本的に見直し、国内の他の原子力発電所等における安全対策も強化すること。

また、地域住民の安全・安心を確保する地域防災計画の見直しを早期に行うため、防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）を原子力発電所から8～10kmに設定している現行の「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」や国の「防災基本計画」を、都道府県域を超えた大規模災害にも対応できるように、原発の立地しない地方自治体の意見も踏まえ、早急に見直すこと。

提言3 放射能汚染に対する安全対策の推進

オフサイトセンターが今回の事故では機能しなかったことを十分検証し、今後の対策に反映させること。

また、放射線量等に関するモニタリングを強化し、広域的かつ長期・継続的な測定を国が責任をもって実施するとともに国内外に正確な情報を迅速に発信すること。

更に、放射線量、飲料水、食品、放射性物質に汚染された土壌や上下水汚泥、廃棄物等に関する各種安全基準や取扱い等に関する指針を速やかに明確に設定した上、住居や公園・校庭・園庭等の土壌、農地の除染や、廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活や子どもの学校生活等の安全・安心を確保する対策を強化すること。

さらに、放射線量や放射性物質に対する監視・検査体制の拡充・強化を図るため、必要な資機材の配備等について、財政支援措置を講ずること。

提言4 風評被害対策の強化

日本産食品等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、輸入規制に踏み切る国等が拡大しないよう、関係国等への働きかけを強化すると

ともに、政府として国際社会に対して、農林水産物、加工食品、工業製品、観光・サービスなど広範な分野・地域に関する安全性を緊急に宣言すること。また、これらの分野等に係る風評の払拭に向けた確かつ積極的な情報発信や農林水産物及び工業製品等の安全性の証明に必要な検査等により生じる企業等の新たな負担に対する対策を講じること。

また、被災地から避難された人々が、風評等により、いわれなく差別やいじめを受けることがないように国民各層への周知を図るため、一層の情報発信に努めること。

さらに、農林水産物等の風評被害による経済的損害について、確実に賠償等の対象とすること。

提言 5 原子力災害に対する十分な財政支援

原子力発電所事故による影響を早急に払拭するために必要な地方の取組みに対し、用途の自由な交付金制度の創設等十分な財政支援を行うこと。

提言 6 国内産品の輸出証明書発行事務対策

日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。

3. 被災者支援施策を充実・強化すべき

提言 1 被災者に対する支援の充実・強化

地震・津波災害及び原子力災害により避難を余儀なくされ、慣れない環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、住宅・雇用をはじめ生活全般にわたるきめの細かい支援を機動的に実施すること。

また、原子力災害に伴う被災者の早期救済に万全を尽くすとともに、損害の賠償等に当たっては、立法措置も含め、国が全責任を持って対応すること。

提言 2 原子力災害被災者への経済的支援

原子力災害被災者の税負担に対する救済について、特別法を制定することなどにより地震・津波災害と同様に措置するとともに、地方自治体における地方税収入等の減に係る100%の財源措置を講じること。

提言 3 住宅確保のための支援

避難所で避難している方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の迅速な建設を支援するとともに、公営・民間住宅等の活用を促進すること。

また、今後、恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅、地域優良賃貸住宅や改良住宅などの整備が大量に必要となることから、補助率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置の実施、また、被災者生活再建支援制度における対象災害の見直し等の制度の総合的な見直しを行い、被災した住宅の修繕や再建に対して手厚く支援するなど、国による全面的な支援と財政措置を講じること。

提言 4 液状化被害からの復旧への支援の充実・強化

液状化の被害を受けた住宅の被害認定基準の見直しが行われたが、新たな基準で判定しても、被災者生活再建支援法の対象となる世帯は非常に少ないことから、更なる基準の見直しを実施すること。

さらに、液状化被害世帯への独自支援を行った自治体に対する財源措置を講じること。

4. 東日本大震災を踏まえ、地域の防災対策を強化すべき

今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、各地域における防災対策を強化するため、国の防災基本計画を早期に見直すとともに、以下の措置を講じること。

提言 1 地震・津波観測監視システム等の構築による観測体制の強化

地震・津波発生メカニズムの解明を進めるとともに、地震・津波観測監視システム（DONET）や海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網を構築し、津波観測・予知体制を確立・強化すること。

提言 2 早急な津波被害予測の実施

正確なシミュレーションのもと、津波高に加えて詳細な浸水予測図を作成するなど、被害想定の見直しを行うこと。

提言 3 消防力・防災力の強化

大規模災害時の緊急救助や支援、孤立集落の発生を防ぐためには被災状況の把握と救急援助活動の早急な活動展開はきわめて重要であり、国において、緊急消防援助隊の活動の充実・強化や、消防救急無線の送受信を確実にする消防救急デジタル無線、衛星電話の整備など情報通信体制の充実・強化を図ること。

また、警察の災害対応のための資機材の充実、自衛隊の災害派遣活動の環境整備や自治体との共同訓練の強化、海外からの支援隊の円滑な受入のため

の取組など、地域の防災力の強化に向けて総合的な対策を講じること。

提言 4 災害医療体制の充実・強化

DMA T（災害派遣医療チーム）は、大規模災害時の救急救助・医療に大きな力を発揮するが、今般の東日本大震災では、移動手段や携行装備の確保に大きな課題があり、緊急の展開、活動に支障を来した。

については、DMA Tの迅速・有効な活動展開を実施するため、国として大規模災害被災地における移動手段や携行装備の確保と活動環境の整備を図ること。

円高の是正及びデフレからの脱却に向けた緊急アピール

我が国経済は、東日本大震災によって、未曾有の深刻な打撃を受けました。その影響は、被災地に止まらず、広く全国に及んでいます。

景気の先行きについては、生産活動が回復し、徐々に持ち直していくことが期待されますが、一方で、電力供給の制約や原子力災害の影響等により、下振れするリスクもあります。

震災前から続いている円高は、企業の想定レートを大きく上回る水準となっており、足下の円高水準が続けば、今後、企業の採算悪化や国際競争力の低下、さらには、産業の空洞化が進み、ひいては、我が国の経済活力や雇用が失われるとともに、税収低下により地方自治体の財政が深刻化することも懸念されます。

また、我が国は、依然としてデフレから脱却しておらず、家計や企業の慎重なマインドから、経済成長に重要な役割を果たす消費や設備投資などは低調に推移しています。

こうした中、政府及び日本銀行におかれては、8月4日に、為替介入及び追加的な金融緩和を実施されましたが、力強く日本経済を回復させ、産業空洞化や国内雇用の喪失を防ぐことができるよう、経済の基礎的条件を反映しない過度の円高の是正やデフレからの脱却を図るため、引き続き、以下のような具体的な政策を早急に検討・実施していただくよう、強く要請いたします。

1 為替政策

東日本大震災という「非常事態」からの復興期において、過度の円高の動きを牽制するため、今後とも、主要先進国（G7）に対し、我が国の現下の状況について一層の理解を求めつつ、国際的な協調の下、適時に、思い切った規模の円売り・ドル買い介入を行うこと。

2 産業空洞化対策及び雇用対策

産業の空洞化やそれに伴う経済活力や雇用の喪失を防止するため、以下のような対応を検討・実施すること。

- ・ 電力の安定供給を確保すること。その際、電力料金の上昇を招かないよう、適切な措置を講じること。
- ・ 総合特区制度を活用することを含め、法人税率の引き下げを実現し、立地競争力を強化すること。
- ・ 新たな需要創出につながるよう、成長分野における企業の国内立地・設備投資に対する支援を拡充するとともに、研究開発への投資を一層促進すること。
- ・ 高速道路、空港、港湾など、企業活動を支える基盤を整備すること。
- ・ 中小企業の新商品開発や海外向け販路開拓等に対する支援を拡充すること。
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加配分を行うなどにより、雇用機会の創出、ミスマッチの解消など、地域の実情に即した雇用対策を拡充すること。
- ・ 中長期的に強い日本経済を支えていくため、環境・エネルギー、観光、医療、農業など、今後の成長分野に関する規制緩和や支援の拡充等について、積極的に取り組むこと。

3 金融緩和政策の強化

8月4日に、追加的な金融緩和策が決定されたところであるが、今後とも、過度の円高の是正や、マネーストックの増加を通じたデフレからの脱却につながるよう、主要国の中央銀行と比較して遜色ないレベルまで金融緩和政策を強化することとし、以下のような現行の措置の拡充等を検討・実施すること。

- ・ 長期国債買入オペの規模(年21.6兆円(月1.8兆円))を拡充すること。その際、日本銀行券発行残高を限度額とするルールの見直しを含めて検討すること。
- ・ 新型オペレーションの規模(3月物 20兆円、6月物 15兆円)を拡充すること。また、新たに1年物もその対象とすること。
- ・ 成長基盤強化支援融資の規模(総額3.5兆円)を拡充すること。
- ・ 資産買入等基金(15兆円)を積み増すこと。また、ETF、REIT等のリスク資産を含め、対象資産ごとの運用限度額も拡大すること。

4 「非常事態」に対応する新たなマクロ経済政策運営の検討

東日本大震災という「非常事態」からの復興を確かなものとするとともに、デフレからの脱却を実現するため、マクロ経済政策全体として、名目GDP成長率を高めることを目指すほか、3の取組に加え、以下のような従来の枠組みに止まらない新たな政策運営等についても、速やかに検討を行うこと。

- ・ 実質ゼロ金利政策継続に係るコミットメントを強化すること。
- ・ 「復興債」により復興財源を調達する場合には、財政規律に配慮しつつ、市中引受を基本とする一方で、必要に応じ、財政法第5条に基づく臨時特例的な措置として、日本銀行がこれを引き受けること。
- ・ 金融政策の目標を物価上昇率とする、いわゆる「インフレーターゲット」を導入すること。
- ・ 金融政策の理念に、「物価の安定」に加え、新たに「雇用の最大化」を追加すること。

平成23年8月17日

全国知事会

円高是正・デフレ対策プロジェクトチーム

(PTリーダー) 愛知県知事	大村 秀章
北海道知事	高橋はるみ
新潟県知事	泉田 裕彦
茨城県知事	橋本 昌
三重県知事	鈴木 英敬
兵庫県知事	井戸 敏三
広島県知事	湯崎 英彦
香川県知事	浜田 恵造

全国知事会 政権公約評価特別委員会 公開質問状への回答書

【御名前_____】

【項目 1】			
(1)	○	×	(その他)
(2)	○	×	(その他)
(3)	○	×	(その他)
(4)	○	×	(その他)
(5)	○	×	(その他)
【項目 2】			
(1)	○	×	(その他)
(2)			
①	○	×	(その他)
②	○	×	(その他)
③	○	×	(その他)
④	○	×	(その他)
⑤	○	×	(その他)
⑥	○	×	(その他)
⑦	○	×	(その他)
【項目 3】			
(1)	○	×	(その他)
(2)	○	×	(その他)
【項目 4】	○	×	(その他)
【項目 5】	○	×	(その他)

※なお、ご回答につきましては公表させていただきますことを申し添えます。